

鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者等の消費生活上、特に配慮を要する消費者の被害を防止し、市町村における消費者被害の未然防止と早期解決を図る消費者見守り体制の構築を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる同表第2欄の要件を満たす事業（以下「間接補助事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行おうとする日の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項に規定する変更該当しない変更

(2) 間接補助事業の中止または廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、3月31日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、5年間とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 補助対象経費
消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」という）について、設置を検討するため、または設置済みで消費者見守り活動を強化する取組であること。 ・補助事業で購入補助した電話機等が転売等の事業目的外に使用されないことのないよう、間接補助対象者へ5年以上の使用を義務付け、5年度間は、毎年、設置状況の把握に努めること。 	<p>高齢者等の配慮を要する消費者（※1）が、消費者被害防止のために自ら導入する通話録音機能付電話機等（※2）の購入費用。 ただし、1世帯につき1回、1台限り、1万円を補助上限とする。</p> <p>※1）高齢者等の配慮を要する消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内在住の70歳以上の方 ・その他、障がいのある方、認知機能の低下が認められる方など、市町村において消費生活上特に配慮を要すると認められる方 <p>※2）通話録音機能付電話機等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」及び「通話録音機能」を有する電話機、または通話録音装置を対象

様式第1号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付
電話機等購入補助金計画（報告）書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 実施（予定期間）

(2) 事業概要

※計画：市町村内の消費生活相談の現状や重点的に導入する対象者、活用計画等について記入する。

実績：市町村内の消費生活相談状況、補助金活用実績、消費者被害防止のために実施した実績等を記載する。

4 事業費負担区分

県補助金 円
市町村費 円
その他 円

5 他の補助金の活用の有無 有・無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署や団体名および連絡先）を記載してください。

6 県外業者への発注の有無 有・無

※「有」の場合は、県内業者への発注が困難な理由（県外業者に発注する業務が一部の場合はその範囲）を記載してください。

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付
電話機等購入補助金収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	比較 (A) - (B)	備 考
計				

2 支出

(単位：円)

科 目	本年度予算額 (本年度決算額) (A)	前年度予算額 (本年度予算額) (B)	比較 (A) - (B)	備 考
計				

様式第3号（第5条関係）

様
年 月 日
番
職 氏 名 印

鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助金交付要綱（令和2年10月8日付第202000154920号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助金の交付等補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年 番 月 号 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購入補助金
仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付
電話機等購入補助金について、鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等購
入補助金第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要県補助金返還相当額）

金 円